

令和 8 年 9 月 8 日
国土交通省関東地方整備局
建政部

千葉豪雨の住宅被害相談窓口が千葉県内の 7 市で設置されます

～住宅ストック循環促進事業による千葉県の取組に関する情報提供～

令和 8 年 8 月千葉豪雨での住宅被害に対応するため、住宅被害相談窓口が、千葉県内の 7 市（千葉市、船橋市、佐倉市、東金市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市）で開設されます。

令和 8 年 8 月千葉豪雨の被災者の方に対し、千葉県内の千葉市、船橋市、佐倉市、東金市、八千代市、鎌ヶ谷市、四街道市の各市役所庁舎において、住宅の修理や再建に関する相談窓口が開設されます。今後、相談窓口については、市町村の要望を踏まえ、順次拡大される予定です。

本取組は、国土交通省の住宅ストック循環促進事業（消費者保護に関する相談体制の環境整備事業）（別紙参照）を活用し、千葉県や各市が連携の上、ちば安心住宅リフォーム推進協議会の協力により実施されるものです。

相談窓口の詳細については、次ページをご覧ください。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 千葉市政記者会

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部 住宅整備課

電話：048-601-3151（代表）

メールアドレス：ktr-jyutakugijyutsu1@ki.mlit.go.jp

住宅整備課長 今田（いまだ）（内線：6181）

1. 相談窓口について

被災した住宅の修理や再建に関する不安や疑問について、専門家である建築士等により、技術的な面からお答えする対面の相談窓口が千葉県内7市に設置されます。（無料相談・予約不要）

〔相談内容例〕 修理をすれば使えるか、建替えなければならないか。

住宅の修理をどのようにしたらよいか。 など

※ 被災した住宅の状況がわかる写真や住宅の図面などがありましたらお持ちください。

※ 相談窓口では住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資」についてもご案内します。

2. 受付日時・場所

千葉県のホームページ「令和8年8月千葉豪雨の被災者に対する住宅被害相談窓口の設置について」からご確認ください。

【URL】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/juutaku/press/2026/r8gouu-madoguti.html>

住宅ストック循環促進事業(消費者の相談体制の整備事業(災害対応))

<事業の目的・概要>

- 消費者の相談体制の整備事業を行う者に対し必要な費用を補助することにより、消費者が住生活に関するニーズを的確に充足できる市場環境を整備することを目的とするもの。
- 災害時には、特に被災者の住まい補修・再建を円滑に進めることを目的とし、建築士等の専門家や行政などからなる協議会による被災住宅の補修等に関する相談窓口の設置等を支援している。
- 建築士等専門家による相談窓口の設置のほか、相談員による現地相談等を行うことにより、住まいの修理・再建に必要な情報を提供する。

<事業の内容>

【補助対象】

被災した住宅の補修・再建等に関する相談事業
(電話相談、窓口相談、現地相談等)に要する経費
(例)・現地への専門家派遣に対する謝金
・相談窓口周知のためのチラシ作成費等

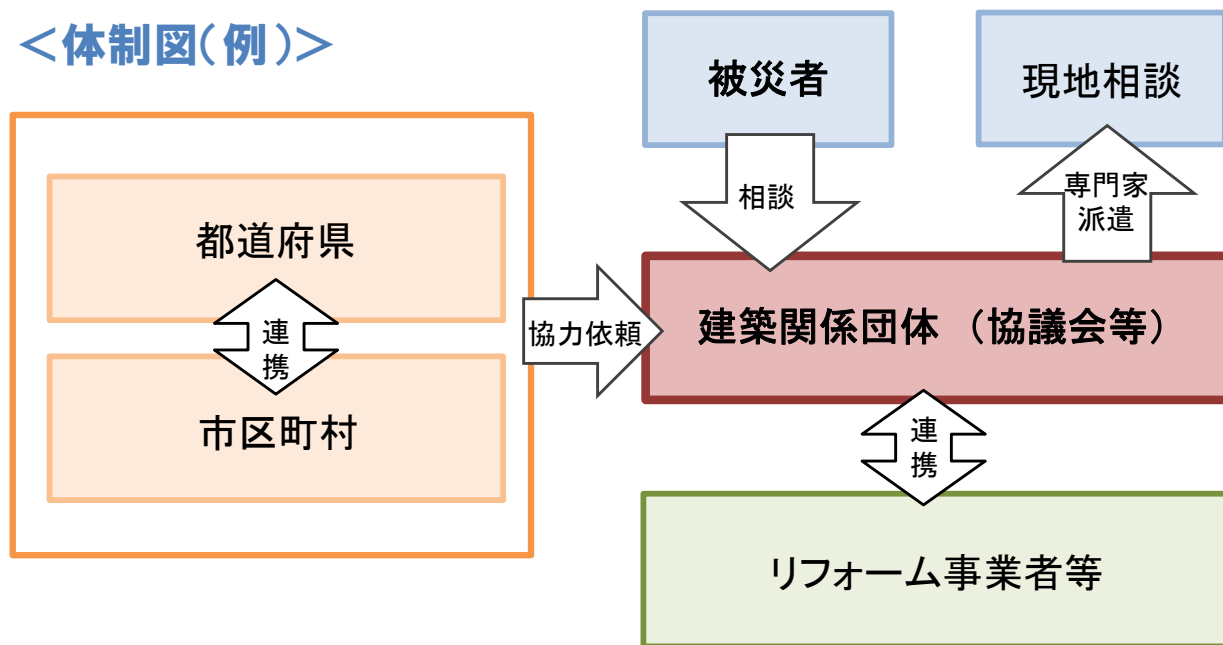
【事業主体】

建築関係団体が参画する協議会等
(都道府県市区町村からの依頼により上記の事業を実施する協議会等に限る)

【要件】

都道府県・市区町村と連携が取れる団体であること

<体制図(例)>



<令和8年度事業について>

- 災害発生時の被災者の住まい補修・再建を目的として専門家による相談窓口の開設等の検討を行う事業について支援対象とします。
- 災害への対応として実施する本事業は、都道府県・市区町村又は各協議会等の要望により、国交省から直接支援する事業です(公募・採択の手続き無し)。